

地域意見交換会アンケートの結果及び都市マス改定素案への反映について

【松林地区】

都市マスタープラン意見交換会アンケート（松林地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	市街化調整区域の継続	●本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	商店街の活性化	●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
交通体系整備（交通）	公共交通のルート・本数の見直し	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 （環境面への配慮や高齢者等の移動手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	自転車専用道の整備拡大	●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 （自転車走行空間の整備については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	歩行者道路の整備（室田通り）	●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。 （歩行空間の整備については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（歩行空間整備推進計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。なお、室田通りは、長期として位置づけられており、中期を整備後に着手予定となっています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
自然環境保全・緑地整備（みどり）	緑地保全のための適切な管理	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 （みどりに関する個別計画である「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定を実施しており、当該計画を反映した内容として、身近なみどりに関する方針を記載しています。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実
	千ノ川の改修を行い、せせらぎ歩道の整備を希望	●樹林や農地、公園・緑地等と河川が連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。 ●浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。 （千ノ川の改修に関しましては、都市マスタープランの計画期間である今後１０年間においては浸水軽減対策を優先し、引き続き準用河川区間の護岸整備を進めていきます。なお、「せせらぎ歩道」に関しては、「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」に「川に親しみ、憩える場所の創出」という構想がある中で、せせらぎを感じられるような歩道等の整備について、護岸整備の進捗を見定めながら検討していきます。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○雨に強い都市基盤の整備
都市景観形成（景観）	—	—	—
住環境整備（住環境）	空き家対策	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	4-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	公園やスポーツ広場など子どもの遊べる場所	●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	4-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市防災	街頭消火器・防犯灯の増設	●犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。（防犯灯） ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。（街頭消火器）	6-5-3 住環境整備の方針 （2）安心して住み続けられる住環境の形成 ○地域の見守りの推進 6-6-3 都市防災の方針 （3）自助・共助による取組の促進 ○地域と取り組む防災対策
	防災リーダー研修のフォローアップ	●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ●避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。 ●茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。 ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 （3）自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上 ○地域と取り組む防災対策
その他	—	—	—